

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）	1
○	民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）	3
○	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）	7
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	7
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	9
○	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）	9
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	10
○	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）	11
○	首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄）	11

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）

（民間都市開発事業の要件等）

第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）以上であること。

ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。）が、二千平方メートル（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物若しくは貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。）でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するもの又は都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において整備される建築物については、千平方メートル）以上であること。

二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百九条の六の認定再開発事業計画に係る再開発事業又は都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業（同法第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）であること。

2・3 （略）

（民間都市開発推進機構が参加し、又は資金の融通を行うことができる民間都市開発事業の施行される地域に関する要件）

第三条 法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 次に掲げる区域以外の区域

イ 昭和六十二年八月一日における東京都の特別区の存する区域及び大阪市の区域

ロ 昭和六十二年八月一日において首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（

昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域

二 次に掲げる地域のいずれかの地域

イ 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域

ロ 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域(同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域に限る。)

ハ 港湾法第二条第三項に規定する港湾区域

ニ 港湾法第二条第四項に規定する臨港地区

2 (略)

附 則

(民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例)

第一条の三 令和七年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十五条に規定する民間都市開発事業(防災上有効な備蓄倉庫その他の施設、都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は宿泊施設その他の都市の来訪者若しくは滞在者を増加させるため必要な施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)で国土交通大臣が定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。))内、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。))内又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル」とあるのは「五百平方メートル」と、同号ロ中「地区計画等の区域内」とあるのは「地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。))内」と、「都市機能誘導区域内」とあるのは「都市機能誘導区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。))内」とする。

(特定民間都市開発事業に係る地域の特例)

第一条の四 令和七年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務(法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は宿泊施設その他の都市の来訪者若しくは滞在者を増加させるため必要な施設を有する建築物の整備に関するもので国土交通大臣が定める基準に該当するものに係るものに限る。))については、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。

○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「民間都市開発事業」とは、民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設のうち政令で定めるものの整備に関する事業であつて、同法第五十九条第四項の認可を受けたもの

（民間都市開発推進機構の指定）

第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的とする一般財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（機構の業務）

第四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 特定民間都市開発事業（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）について、当該事業の施行に要する費用の一部（同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）を負担して、当該事業に参加すること。

二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用）に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。

三 民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成を行うこと。

四 民間都市開発事業を施行する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五 民間都市開発事業の推進に関する調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項第二号に掲げる業務については、株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫（以下「株式会社日本政策投資銀行等」という。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 機構は、株式会社日本政策投資銀行等に対し、前項第二号の融通に必要な資金を寄託すること。

二 株式会社日本政策投資銀行等は、機構が推薦した特定民間都市開発事業を施行する者に対し、前項第二号に規定する費用に充てるための資金の貸付けを行うこと。

三 利息その他の第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項

四 その他国土交通省令で定める事項

3 機構は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（資金の貸付け）

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第十項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（事業計画等）

第六条 機構は、毎事業年度開始前に（第三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第七条 機構は、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（借入金及び債券）

第八条 機構は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、基本財産の額又は純資産額のいずれか少ない額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換えのためには、一時その限度を超えて債券を発行することができる。

- 3 機構は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 4 機構は、第二項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
- 5 第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第二項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 8 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 9 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第四条第一項第二号に掲げる業務に要する資金の財源（公共施設の整備に要する費用に充てるものに限る。）に充てるための前条第二項の規定による債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

（余裕金の運用）

第十条 機構は、次の方法によるほか、第四条第一項第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金
- 三 その他国土交通省令で定める方法

（報告及び検査）

第十一条 国土交通大臣は、第四条第一項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第十二条 国土交通大臣は、第四条第一項各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命じることができる。

（指定の取消し）

第十三条 国土交通大臣は、機構が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前条の規定による国土交通大臣の処分に違反したとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における経過措置）

第十四条 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消した場合における第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に関する所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

（国の援助等）

第十五条 国は、民間都市開発事業の推進を図るため、当該事業を施行する者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 地方公共団体（港務局を含む。）は、民間都市開発事業の円滑な推進を図られるように、当該事業を施行する者に対し、必要な協力を行うものとする。

（協議）

第十六条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第七項の認可をしようとするとき。

二 第十条第一号の指定をしようとするとき。

三 第十条第三号の国土交通省令を定めようとするとき。

2 国土交通大臣は、第四条第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、機構と株式会社日本政策投資銀行との協定に係るものにあつては財務大臣に、機構と沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものにあつては内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

（沖縄振興開発金融公庫法の特例）

第十七条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項の規定によるもののほか、内閣総

理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構に拠出することができる。

2 前項の規定により沖縄振興開発金融公庫が拠出する場合においては、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第一号中「場合」とあるのは「場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とする。

（権限の委任）

第十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（国土交通省令への委任）

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）

（事務の委託の特例）

第八条 都道府県は、第六条第七項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）に管理させ、及び執行させることができる。

2 （略）

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（定義）

第四条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7・8 (略)

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。
10 (略)

(区域区分)

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2・3 (略)

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二 (略)

2・4 (略)

(施行者)

第五十九条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2・3 (略)

4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

5・7 (略)

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（都市再生整備計画）

第四十六条 市町村は、単独で又は共同して、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第一百九条第一号イにおいて同じ。）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2 29 （略）

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 （略）

一・二 （略）

三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四 七 （略）

3 24 （略）

（報告の徴収）

第九十九条 国土交通大臣は、認定誘導事業者に対し、認定誘導事業計画（認定誘導事業計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る誘導施設等整備事業（以下「認定誘導事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第十六条 認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）

「の区域内の宅地について定められたものに限る。」においては、都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）又は公営住宅等（認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 4 (略)

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 (略)

3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項又は第八項（これらの規定を第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意又は届出があつた水域をいう。

4 この法律で「臨港地区」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

- 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
- 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こし閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場
- 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、りよう鉄道、軌道、運河及びヘリポート
- 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
- 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
- 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
- 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
- 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設

市 名	区 域
	別表 八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。） 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の宿泊所、診療所その他の福利厚生施設 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。） 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設 6 5 10 （略） ○ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄） （報告の徴収） 第二百二十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第二百二十九条の八において同じ。）に係る再開発事業の実施の状況について報告を求めることができる。 ○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄） （法第二条第三項に規定する政令で定める区域） 第一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する政令で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

	名古屋市													
	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区
	猪高町の区域を除く区域	全域	西区との区界線と都市計画街路中小田井味鮠線との交差点から順次同中小田井味鮠線、県道名古屋小牧線及び新地藏寺川右岸線を経て春日井市との境界線に至る線以北の区域を除く区域	山田町の区域を除く区域	全域	全域	天白町、一つ山、久方一丁目、久方二丁目、山郷町、大根町、高坂町及び御前場町の区域を除く区域	全域	全域	富田町及び七反田町の区域を除く区域	南陽町の区域を除く区域	全域	春日井市との境界線と日本国有鉄道中央本線との交差点を起点とし、順次同中央本線、都市計画街路山の手通線、同小幡西山線、千種区との区界線、東区との区界線及び春日井市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域	南区との区界線と都市計画街路天白橋公園線との交差点を起点とし、順次同天白橋公園線、同彌富鳴海線、同星崎白土線、同鳴子団地大高線、国道一号線及び南区との区界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和四十五年三月一日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によつて表示されたものとする。